

## 青森県教育委員会第294回臨時会会議録

期 日 平成24年2月24日（日）

場 所 教育庁教育委員会室（非公開は教育委員室）

### 議事目録

- |       |  |
|-------|--|
| 報告第1号 | 議案に対する意見について   |
| 議案第1号 | 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定  |
| 議案第2号 | 学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定                          |
| 議案第3号 | 学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定                          |
| 議案第4号 | 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案<br>・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定 |
| そ の 他 | 次期青森県教育振興基本計画について  |

平成25年2月24日（日）

- ・開会 午前10時30分
- ・閉会 午前11時54分
- ・出席者の氏名  
鈴木秀和、島康子、清野暢邦、町田直子、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職  
中平教育次長、中村教育次長、佐藤参事、学校教育・教職員各課長
- ・会議録署名委員  
島委員、清野委員
- ・書記  
大館利章、村上健

議事

報告第1号 議案に対する意見について

(中平教育次長)

県議会第273回定例会に提出された一般会計予算案2件、一部改正条例案4件、計6件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので御報告する。

まず、「平成25年度青森県一般会計予算案(教育委員会所管分)」についてであるが、青森県行財政改革大綱に基づいた行財政改革への取組を徹底するとともに、「青森県基本計画 未来への挑戦」を推進するための重点事業をはじめ、「青森県教育施策の方針」に基づき、確かな学力の向上や豊かな人間性の育成など、「教育は人づくり」という視点に立った施策の推進に意を用いた結果、教育委員会関係の予算総額は、1,347億2,460万5千円となる。これを平成24年度当初予算と比較すると、28億4,133万6千円の減、率にして、2.1パーセントの減となっている。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、参考資料のとおりとなっている。

参考資料3頁は「平成25年度の教育委員会の施策の柱」を示したものである。

教育委員会では、青森県基本計画に基づき様々な施策に取り組んでいるが、その中でも特定のテーマを「施策の柱」として設定し、学校や市町村教育委員会などの関係機関と連携しながら、一体となって教育施策の力強い推進を図ることとしている。

来年度は、「キャリア教育の推進による人財育成」、「多様なコミュニケーション教育の充実」、「学校や公民館を核とした地域コミュニティの活性化」の3つを施策の柱に据えて、「教育は人づくり」という視点のもと、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりに努めて参りたいと考えている。

続いて、「平成24年度青森県一般会計補正予算(第6号)案(教育委員会所管分)」についてである。今回の補正予算の歳出予算額は、9億4,790万2千円の増額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,367億9,766万2千円となる。

なお、計上した歳出予算の主な事業については、国の補正予算等により追加措置される国庫補助金を活用して、県立学校の理科教育等設備や校舎等建築、施設設備の改修等を予定している。

次に、「青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例案」についてである。働きながら学ぶ生徒に対しては、修学奨励金を貸与し支援しているが、この度の改正は、定時制課程で学ぶ生徒の通学費の負担を考慮し、修学奨励金を増額して貸与することができるよう、その貸与限度額を引き上げるとともに、他の奨学金を活用しつつ働きながら学ぶ生徒も、修学奨励金の貸与の対象とするものである。この

条例案は、平成25年4月1日からの施行である。

次に、「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」についてである。この度の改正は、学校職員定数を高等学校、特別支援学校及び小・中学校あわせて13,238人から、293人減の12,945人に改めるためのものである。この条例案は、平成25年4月1日からの施行である。

次に、「青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案」についてである。この度の改正は、県立高等学校教育改革第3次実施計画（前期）に基づき、平成25年度から、青森戸山高等学校及び八戸南高等学校の2校を廃止するためのものである。この条例案は、平成25年4月1日からの施行である。

最後に、「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案」についてである。国においては、退職給付の官民較差402万6千円を解消するため、退職手当の支給水準を調整するための調整率（現行100分の104）を段階的に100分の87に引き下げるよう、国家公務員退職手当法を改正し、平成25年1月1日から施行している。本条例案は、国家公務員退職手当法の改正に準じて、退職手当の額を改めるものであるが、職員への周知期間や駆け込み退職した職員と年度末まで勤め上げた職員の処遇上の不均衡が生じないように配慮し、国の施行から3箇月遅れの平成25年4月1日から施行するものである。

（鈴木委員長）

何か質問、意見はあるか。

なければ、報告第1号については了解した。

議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について  
（非公開の会議に付き記録別途）

議案第2号 学校職員の人事について  
（非公開の会議に付き記録別途）

議案第3号 学校職員の人事について  
（非公開の会議に付き記録別途）

議案第4号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案  
（中平教育次長）

現在、県内に6つの教育事務所を置き、管轄区域において、それぞれ共通の事務を分掌しているところである。この度の改正は、青森県行財政改革大綱を受けて、教育事務所の

業務執行体制を見直し、小・中学校教職員に係る給与旅費等に関する事務を東青・中南・三八の3つの教育事務所に集約することにより、事務処理の集中化・効率化を図るものである。改正内容としては、これらの事務に限った管轄区域を新たに定めるとともに、西北・上北・下北教育事務所の分掌事務から、これらの事務を除くものである。この規則は、平成25年4月1日から施行するものである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第4号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第4号は原案どおり決定する。

## その他 次期青森県教育振興基本計画について

(佐藤参事)

教育振興基本計画については、教育基本法第17条により、国及び地方自治体は教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されている。本県では、青森県基本計画未来への挑戦の「教育、人づくり分野」を本県の教育振興基本計画と位置づけ、様々な施策に取り組んでいる。

次期青森県基本計画の策定については、現在、知事の附属機関・諮問機関である青森県総合計画審議会が中心となって検討が開始されたところである。検討に当たっては、教育に関する現状と課題等に関する資料提供や素案等に対する意見提出などを通して、教育委員会としても関わっていくこととなっている。

次期青森県教育振興基本計画については、本県の教育政策を進めるという観点において、これからも知事と教育委員会の密接な連携が重要であることから、現在検討中の次期青森県基本計画の教育関連分野を次期本県教育振興基本計画に位置づける方向で検討を進めたいと考えている。

以上、次期青森県教育振興基本計画の策定に係る基本的な考え方について御了承いただきたい。

(清野委員)

総合計画審議会と県教育委員会の関係や立場の違いについて、もう少し詳しく説明願いたい。

(佐藤参事)

まず、総合計画審議会は、知事の附属機関ということになっている。具体的には、青森

県の総合基本計画である青森県基本計画の策定について、知事から「いかなる計画にすべきか」という諮問を受け、民間の方々30名が様々、調査・研究をして、「こういう計画が望ましい」という答申を知事に行うことになっている。

一方、県教育委員会は、県の執行機関の一つであり、基本的には知事から独立した形で、教育に関する様々な執行をしていただくことになる。

(清野委員)

県教育委員会は、この基本計画策定について具体的に何をどこまでできるのか、反対に何ができないのか。

(佐藤参事)

他県の取組をご紹介しますと、北部ブロックでは、岩手県と新潟県が本県と同じように県の総合基本計画の教育分野をそのまま教育振興基本計画に位置付けている。福島県、宮城県、北海道、また、山形県については次期からであるが、これら4道県については、県の総合計画を受けて、詳細な教育部門計画を策定している。秋田県については、県の総合計画にそもそも教育分野がないということで、全く別に教育振興基本計画を策定している。このように各道県で対応は様々であるが、それは各道県の総合計画の策定スタイルに影響されているものと考えている。

県の総合計画策定に当たり、教育委員会としてどのように関わっていくかであるが、県の教育がいかにあるべきか、どのように進めていくかということについては、教育分野が「県政の基盤」というところに位置付けられることは確認しているので、骨子案、素案等を作っていく際に、教育委員会として統一的な意見を提出していきたいと考えている。最終的に教育分野を含む総合基本計画を答申するのは総合計画審議会の方になるが、教育委員会としては、検討の様々な場面で統一的な意見を提出することで関わっていきたいと考えている。

(清野委員)

県教育委員会の意見はどの程度の扱いを受けるのか。今の説明では、総合計画審議会とこれからやりとりをしていくことになるという印象を受けたが、そういう理解で良いか。

(佐藤参事)

基本的にはそういう捉え方で良いと思う。まだ未確定ではあるが、教育委員と総合計画審議会の教育、人づくり分野の部会の委員の方々との意見交換の場も設定していきたいと考えている。

(清野委員)

教育振興基本計画の話でもあるので、県教育委員会からも検証、再質問できるように進めていただきたいと思います。

(佐藤参事)

もう少し具体的に御説明いただきたい。

(清野委員)

意見を提出するだけで、その先は関われないということであれば、我々の意見がどれくらい反映されているのか検証できないので、審議会とのやりとりの中で、我々の意見がどれくらい取り入れられているのか検証や質問ができるような場を設けていただきたい。

(佐藤参事)

総合計画審議会に対しては、事務局から教育委員からの意見の真意をできるだけお伝えするとともに、今後、同審議会との意見交換の場も設定したいと考えている。ただ、最終的な計画の答申は、総合計画審議会の判断で行うということをご了解いただきたいと思う。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、次期青森県教育振興基本計画の件については了解した。